

公益財団法人ソロプチミスト日本財団  
評議員及び役員に対する報酬等の支給に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人ソロプチミスト日本財団（以下「当財団」という。）の定款第14条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、評議員及び役員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、用語の定義は、次の通りとする。

- (1) 評議員とは、定款第11条に定める評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第23条に定める理事及び監事をいう。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称のいかんを問わない。ただし、報酬等には、定款第14条第2項及び第30条第2項に掲げる費用を含まないものとする。

(評議員及び役員に対する報酬等)

第3条 定款第14条第1項の定めにより、評議員に対して報酬等は支給しない。

2. 定款第30条第1項の定めにより、役員に対して報酬等は支給しない。ただし、定款第40条に定める維持会員でない役員に対しては、別表に定める報酬等を支給する。

(公 表)

第4条 当財団は、この規程をもって、認定法第30条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付 則

- 1 この規程は、当財団の設立の登記の日から施行する。
- 2 第3条第2項の変更については、平成28年11月9日から施行する。
- 3 第3条第2項の変更については、令和7年3月17日から施行する。

別表（第3条関係）

| 役 職             | 職務内容  | 報 酬        | 備 考       |
|-----------------|-------|------------|-----------|
| 理事<br>(維持会員を除く) | 諸会合出席 | 20,000円／日  | 理事会、諸委員会等 |
| 監事<br>(維持会員を除く) | 諸会合出席 | 20,000円／日  | 理事会、評議員会等 |
|                 | 定期監査  | 40,000円／日  |           |
|                 | 決算監査  | 100,000円／回 |           |